

復興大臣からの指示事項

令和 7 年 10 月 3 日

復 興 庁

福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後 30 年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事は、もう 20 年を切っているという危機感をもって強く要請されている。

先般、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が取りまとめられ、さらに官邸や中央官庁における復興再生利用や除去土壌のうち再生利用できるものの呼称の決定など、理解醸成に向けた取り組みの土台が整いつつある。

除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、今般、施策パッケージに盛り込んだ内容を踏まえ、除去土壌の復興再生利用の必要性・安全性等に係る徹底した情報発信を展開するとともに、国民の理解醸成及び復興再生利用の推進に各省庁一丸となって全力で取り組んでいただきたい。

理解醸成を通じ、国民の皆様の安全性に対する不安を取り除き、再生利用への取組を一刻も早く軌道に乗せなくてはならない。

我々は、口で言うだけでなく、実行しなければならない。結果を示すことが大事であり、福島の復興・再生に責任貫徹するよう、最後まで取り組んでいただきたい。

また、その他の復興に向けた各課題についても、本施策パッケージ等を踏まえ、引き続き風評払拭に取り組むとともに、より分かりやすい情報発信を目指し、より効果的な施策を実施していただきたい。